

貨物自動車運送
事業者数の推移

		14(年度末)	15	16	17	18	19	20	21	22
新潟	一般	891	922	950	974	996	1,015	1,006	985	994
	(特 積)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(16)	(17)	(17)	(23)
	特 定	4	5	6	6	6	6	6	6	6
	計	895	927	956	980	1,002	1,021	1,012	991	1,000
長野	一般	806	828	847	861	880	877	878	880	885
	(特 積)	(25)	(24)	(24)	(24)	(24)	(25)	(27)	(29)	(30)
	特 定	12	12	12	11	11	10	8	8	8
	計	818	840	859	872	891	887	886	888	893
富 山	一般	786	794	802	818	808	798	774	795	789
	(特 積)	(19)	(18)	(18)	(19)	(19)	(19)	(21)	(20)	(20)
	特 定	33	28	28	28	27	24	18	18	15
	計	819	822	830	846	835	822	792	813	804
石 川	一般	931	948	955	949	955	967	960	924	926
	(特 積)	(22)	(20)	(20)	(19)	(19)	(19)	(19)	(18)	(19)
	特 定	37	30	28	26	26	24	22	21	21
	計	968	978	983	975	981	991	982	945	947
合 計	一般	3,414	3,489	3,554	3,602	3,639	3,657	3,618	3,584	3,594
	(特 積)	(84)	(80)	(80)	(80)	(80)	(79)	(84)	(84)	(92)
	特 定	86	75	74	71	70	64	54	53	50
	(総 計)	3,500	3,564	3,628	3,673	3,709	3,721	3,672	3,637	3,644

(注) 各県とも、営業所が設置されている事業者数を計上している。

「一般」(一般貨物自動車運送事業)とは、有償で他人の貨物を運送する事業である。この数値には霊柩事業及び急便業を含んでいる。

「特積」(特別積合せ貨物運送)とは、「一般」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいい、内数で示してある。

「特定」とは、特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。

※ 北陸信越運輸局 自動車交通部

貨物自動車運送 事業者数の推移		23(年度末)	24	25	26	27	28	29	30	R1
新潟	一般	994	990	980	980	983	968	1,000	989	990
	(特 積)	(23)	(23)	(23)	(23)	(24)	(25)	(24)	(25)	(25)
	特 定	6	4	6	6	6	6	5	5	4
	計	1,000	994	986	986	989	974	1,005	994	994
長野	一般	892	873	895	904	900	906	903	912	927
	(特 積)	(30)	(29)	(29)	(28)	(30)	(29)	(28)	(28)	(28)
	特 定	7	5	8	7	6	6	5	4	4
	計	899	878	903	911	906	912	908	916	931
富 山	一般	784	744	745	783	771	775	774	764	745
	(特 積)	(21)	(20)	(29)	(28)	(28)	(28)	(27)	(28)	(28)
	特 定	14	14	13	12	12	12	11	9	9
	計	798	758	758	795	783	787	785	773	754
石 川	一般	920	913	895	893	913	906	904	919	879
	(特 積)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
	特 定	20	12	14	15	15	15	16	13	10
	計	940	925	909	908	928	921	920	932	889
合 計	一般	3,590	3,520	3,515	3,560	3,567	3,555	3,581	3,584	3,541
	(特 積)	(91)	(89)	(98)	(96)	(99)	(99)	(96)	(98)	(98)
	特 定	47	35	41	40	39	39	37	31	27
	(総 計)	3,637	3,555	3,556	3,600	3,606	3,594	3,618	3,615	3,568

(注) 各県とも、営業所が設置されている事業者数を計上している。

「一般」(一般貨物自動車運送事業)とは、有償で他人の貨物を運送する事業である。この数値には霊柩事業及び急便業を含んでいる。

「特積」(特別積合せ貨物運送)とは、「一般」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいい、内数で示してある。

「特定」とは、特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。

※ 北陸信越運輸局 自動車交通部

貨物自動車運送 事業者数の推移		R2(年度末)	R3	R4	R5
新 潟	一 般	993	991	988	964
	(特 積)	(25)	(25)	(24)	(24)
	特 定	4	3	3	3
	計	997	994	991	967
長 野	一 般	939	948	951	945
	(特 積)	(23)	(18)	(18)	(18)
	特 定	3	3	3	3
	計	942	951	954	948
富 山	一 般	755	757	763	757
	(特 積)	(26)	(26)	(26)	(26)
	特 定	7	7	6	6
	計	762	764	769	763
石 川	一 般	883	898	899	879
	(特 積)	(15)	(16)	(16)	(16)
	特 定	9	8	8	7
	計	892	906	907	886
合 計	一 般	3,570	3,594	3,601	3,545
	(特 積)	(89)	(85)	(84)	(84)
	特 定	23	21	20	19
	(総 計)	3,593	3,615	3,621	3,564

(注) 各県とも、営業所が設置されている事業者数を計上している。

「一般」(一般貨物自動車運送事業)とは、有償で他人の貨物を運送する事業である。この数値には霊柩事業及び急便業を含んでいる。

「特積」(特別積合せ貨物運送)とは、「一般」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいい、内数で示してある。

「特定」とは、特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。

※ 北陸信越運輸局 自動車交通部